

2020年6月29日

## 原告出頭人数および傍聴席数抑制提案について

松山地方裁判所民事第2部 御中

伊方原発運転差止訴訟原告団

1. 感染防止に努めることは必要ですが、原告らの出頭の権利を制限することからすれば、その対策は、感染経路に関する科学的認識に基づく合理的な対応が必須です。

新型コロナウイルスには二大感染経路があり、飛沫感染と接触感染(空気感染はない。ただしマイクロ飛沫には留意のこと)とされています。前者は、咳やくしゃみあるいは対面での会話などの際の飛沫を主因とするため、仮に法廷内に感染者がいた場合でも、マスクの装着によって基本的に感染防止が可能と考えられます。接触感染は、感染者が触れた物(ドアノブ・机や椅子など)に付着したウイルスを通じた感染ですが、この場合非感染者がウイルスを手で触っただけで感染する訳ではありません。すなわち、一定量以上のウイルスが付着した手でそのまま鼻や口などを擦った場合に感染するのであって、石鹸水で手洗いさえすれば感染することはないとされています。従って、手洗いの小まめな実行で、これまた基本的には感染回避は可能と考えられます。

2. 上記認識にもとづいて「一般傍聴席13席、原告原告ら代理人席12席に制限する」との裁判所の提案のうち、まずは原告及び原告代理人の出頭数について意見を述べます。

従来の原告席のすし詰め状態について、コロナ禍では緩和すべきとの裁判所のご意向については理解します。ただ、密集・密接・密閉の三密回避が叫ばれていますが、東京・大阪などの地下鉄・電車の満員状態は文字通りの三密状態であるにもかかわらず、これまでそこで小規模クラスターさえ発生したことが確認されていないことから、三密回避策について疑問視する一部の専門家もいることからすると、12席まで削減する必要性があるかについては疑問を持っています。13席以上であれば感染発生の危険性が特別に高まるなどの科学的な根拠があればともかく、そうでないのなら原告出頭数を増やすことを検討して頂きたい。

3. 「傍聴席 13 席」の提案は、科学的根拠のない過剰な抑制策であり、とうてい納得できません。傍聴席では対面状態になることはなく、もちろん会話もない。そこでは満席であっても（マスクを装着していることもあり）、感染の危険性は基本的にあり得ないと考えられます。なお付言すると、仮に感染者がいて、咳などの飛沫が前席の傍聴者の頭髪に付着した場合であって、かつその傍聴者が当該個所を手で触った場合であっても、手洗いさえすれば感染することはないと考えられます。こうした事情を考慮したとき、傍聴席の削減提案は過剰で不必要な処置であるとしか考えられません。

念のために補足すると、本件訴訟の場合 1400 名を超える原告の多数が原告席に座れない実情から、傍聴席には裁判所の抽選を経て多数の原告が入廷している事実を鑑みる時、科学的合理的な理由にもとづくよほどの事情のない限り、裁判所は傍聴席数の削減を行ってはならないはずです。

以上